

# 須磨民商NEWS

## あけまして

## おめでとうございます

非常に厳しい経済状況のなか、中小業者の営業と暮らしが危機にさらされています。中小業者の営業と暮らしを守る諸運動に本年も引き続き奮闘する決意です。

皆様の尚一層のご支援を心からお願い申し上げます。

会長 日高 三郎 役員・事務局一同



— 須磨民商恒例 —

### 新春のつといのご案内

☆ 参加費無料です ☆

とき 2010年1月24日(日)

朝10時～須磨民商にて



励ましあって  
元気に商売  
つづけよう!

◎餅つき・年賀状くじ抽選会・ゲーム大会などの楽しい企画がいっぱい  
**ご家族で気軽にご参加ください!!**

### ◎緊急保証さらに1年延期、全業種対象へ

「つぶされてたまるか！生き抜こう」と緊急保証制度の活用をすすめてきた結果、2011年3月まで延長され、対象業種も全業種に拡大されました。

須磨民商でのこの緊急保証制度で商売が続けられたと喜んでいる仲間が多く生まれています。



### ◎金融円滑化法 4日施行

**中小業者融資や住宅ローンの返済猶予、借り換えなど積極的活用を**

この法律は金融機関に返済猶予や金利引き下げ、返済期限の延長などの用件変更応ずることを定めています。(努力義務) 同法成立にあわせて金融庁は金融マニュアルを改定。新規融資や条件変更の受付に迅速に対応し苦情受付の相談体制の整備条件変更などの履歴を理由に新規融資や条件変更を拒絶しないか金融機関への検査、監督が明記されました。